

第35図 周辺の国指定史跡位置図（1：50,000）

行われていない。今後保存活用計画などを作成していく予定である。

時代が異なる中世の小田城跡は、本丸跡とその周辺の4万2千㎡を復元整備し、整備地に近い旧常陸小田駅跡にガイダンス施設として案内所と駐車場を設置、平成28年(2016年)4月に「小田城跡歴史ひろば」として開園している。小田城跡では史跡



小田城跡歴史ひろば空中写真

整備地内だけではなく、平沢官衙遺跡を含めた周辺文化財の説明板、案内板も設置している。また、小田城跡北側の宝篋山は、地元小田地区の有志が登山道を整備したことで、観光客が増加している。その南麓には奈良西大寺の高僧忍性が10年間止住した三村山極楽寺跡遺跡群があり、多数の石造物が見学できるなど、歴史的な見どころも多い。

小田城跡と平沢官衙遺跡は自動車でも10分程と近く、また公共交通機関でもつくば駅からのつくバス、土浦駅からの関東鉄道バス、ともに同一路線に位置しているだけではなく、つくば霞ヶ浦りんりんロードからもアクセス可能な場所であることから、相互に周知・広報をしている。

## 2 課題

### (1) 史跡指定地内

平沢官衙遺跡の整備は好評で来園者も増加傾向にあるが、整備後20年程が経過し、復元建物の屋根や柱表示など木材の部分で特に経年劣化が目立ち、見学者の安全性や施設の維持管理に支障をきたしている。また、来園者の増加に伴い、便益施設の設備不足も生じており、見学者に不便をかけている部分もある。

そのことから当初整備の方針を継承しつつも、当初整備内容の再検討を行い、仕様変更を含む再整備事業を実施していく必要がある。以下、場所毎の課題を示す。

#### ① 柱位置表示

- ・実物大復元建物の存在感が大きすぎて、柱位置表示があまり目立たない(特にⅡ期)。
- ・Ⅱ期・Ⅲ期の重複関係を示した部分があるが、重複関係がわかりにくい



柱位置表示損壊状況

- ・当初は、タモ材で表示をしたが、木材は耐久性の問題があり、木製以外の素材の検討が必要となる。

#### ② 実物大復元建物

- ・屋根を主とした経年劣化に対して、大規模な修理が必要である。
- ・屋根板等については、腐朽への対策として素材や防腐剤塗布の検討が必要である。
- ・復元建物の定期・周期的な点検や小修繕、大規模修理について、予め方針を定めておく必要がある。

#### ③ 説明板

- ・建物毎に個別に設置した説明板は、景観を重視して設置位置が低くほぼ地面と同じ高さで平らにしたため、見学者に認識してもらい難く、草刈りの影響も受けやすい。
- ・説明板の表記が日本語のみであるため、多言語化への対応が必要となる。

#### ④ 案内所

- ・増加している学校や団体での来園者にとり、面積を微増したものの20名ほどしか映像を視聴できず手狭となっている。
- ・事務室も1名の待機を予期した小規模なもので、管理員が室外にいることが多く来園者との交流を深めるという利点はあるとは言え、解説の応援や収納場所の不足のため、映像視聴場所との区別がなくなっている。
- ・繁忙期における駐車場・トイレも不足気味で、トイレの水圧が低くつまることがあり改善が必要である。

#### ⑤ 便益設備その他

- 防犯・防火設備 柱位置表示の関係で歴史的建造物等復元ゾーンへの進入路が確保できないことから、柵に大型作業車両等の出入口を設けられなかったが、維持管理に支障をきたす場合があり検討が必要である。
- 植栽 高木植栽を少なくしたことで、日陰のくつろげる場所が少ない。
- 園路 透水性カラー舗装は、砂利がはがれ路面が荒れていることから、素材の耐久性に問題があり素材の検討が必要。
- 排水 史跡内の排水は史跡外の南西隅の桧に集まるが、その先の水路が詰まりやす



板倉屋根損壊状況



土倉屋根損壊状況



案内所現況

く、大雨の際に溢れることがある

## (2) 史跡指定地外関係地

指定文化財には説明板が設置されているが、未指定の関連文化財の説明板はわずかであり、見学者へ解説を提供する方法の検討が必要である。また、設置済みの説明板を含めて、多言語化への対応も検討する必要がある。その他、周辺施設で利用できるトイレが老朽化しているため、周辺観光施設のトイレ利用者が平沢官衙遺跡歴史ひろば案内所へ集中してしまう状況がある。

## 第4節 運営・体制の整備

---

### 1 現状

#### (1) 史跡指定地内

平沢官衙遺跡歴史ひろばの運営・管理では、地元平沢地区で結成したNPO法人平沢歴史文化財フォーラムの協力が欠かせなくなっている。同フォーラムは、平沢官衙遺跡の復元整備事業中、最初の復元建物が完成した平成11年(1999年)頃から、地元平沢集落内で「平沢村の歴史を語り継ぐ会」が結成され、本遺跡を盛り上げる案内ボランティアの役割も果たした。同17年(2005年)には、当時の茨城県で初となる文化財愛護を目的としたNPO法人「平沢歴史文化財フォーラム」へと発展するが、結成当初から行政主導でなく自ら団体を組織し史跡の保存活用に奮闘する大変貴重な存在である。地元で文化財保護団体が生まれたことは、平沢官衙遺跡の復元整備に起因する最大の成果かもしれない。同NPOは、高齢化が進む一方で新たな加入者も加わり、継続して事業を実施できている状況である。そのため、市は地元平沢地区とも良好な関係を保ち、様々な状況で温かい支援をいただいている。

また、保存・活用・整備等の各種事業を行うために、文化庁や県教育庁との連絡や協力関係を維持しており、市内部の観光部局や生涯学習部局と連携して事業を実施している。

#### (2) 史跡指定地外関係地

史跡指定地外では、指定・登録文化財の所有者等と個別に連絡を取ることはあるが、現在のところ運営・体制の整備は特に行っていない。

### 2 課題

上記のように、NPO法人平沢歴史文化財フォーラムは日常の案内清掃業務やイベント等での対応は積極的ではあるものの、通常1名勤務では説明対応まで手が回っていない。小田城跡でのボランティア団体である「常陸小田城親衛隊の会」や、市内のその他の資料館から養成を開始している「文化財サポーター」の活動状況を鑑みた場合、平沢官衙遺跡でも説明等に対応できる文化財サポーターを養成する必要がある。

さらに、整備等の大型事業の実施にあたっては、有識者の意見を伺うための懇話会等を組織して進めていくこととなる。

## 第5章 計画の大綱・基本方針

第3章で検討した本質的価値、第4章の現状と課題を踏まえ、本計画の大綱とその基本方針を示す。

### 第1節 計画の大綱

---

平沢官衙遺跡は、『常陸国風土記』などにも登場する筑波郡に所在した、古代筑波郡衙の正倉院跡で、その全体像が分かる遺跡として国の史跡に指定された。平成15年（2003年）には、復元整備した平沢官衙遺跡歴史ひろばとして開園し、この整備事業により、平沢官衙遺跡は市民の新たな誇りとなった。市は史跡の価値を未来に伝えるために、適切な保存・整備・活用を行うための必要な措置をとる。また、周辺に広がる郡衙関連遺跡についても、学術的調査を行い、市民の協力を得ながら保存措置をとる。

### 第2節 基本方針

---

#### 1 史跡の価値を未来に伝えるために適切な保存・管理を行う

史跡範囲については、全て歴史ひろばとして復元整備しているため、今後とも適切に維持管理するとともに、史跡に影響が出ないよう継続的に状況の観察を行う。

#### 2 史跡の新たな価値を発見するための調査研究・保存を行う

現史跡範囲は、当初の県営住宅団地建設予定地内のみであることから、本来の正倉院の範囲を保存できるよう、確認調査を行い追加指定を検討する。また、本質的な価値を担い指定地の周辺地域を構成する諸要素についても、確認調査などを行い、郡衙関連施設は追加指定を、その他は内容に応じて必要な保存措置を検討する。

#### 3 史跡の周知と本質的な価値の伝達を行う

平沢官衙歴史ひろばでは、四季毎に地元 NPO 法人平沢歴史文化財フォーラムと協力しながら様々なイベントなどの活用事業を実施しており、今後ともこの様な活動をとおして史跡の周知に努める。また、史跡の価値を伝えるための見学会や説明会、講演会などの事業も推進する。

#### 4 史跡顕在化のための復元建物などの適切な維持管理や再整備を行う

復元整備を行った復元建物3棟を含めた平沢官衙遺跡歴史ひろばは、つくば市の新たな財産として定着しつつあり、これを未来に向け伝えることができるよう、適切な維持管理を行う。また、当初の整備事業で足りなかった要素を補いつつ、さらなる付加価値をつけられるよう再整備を行う。

#### 5 史跡を守り伝えていけるよう、市民や各機関との協働を推進する

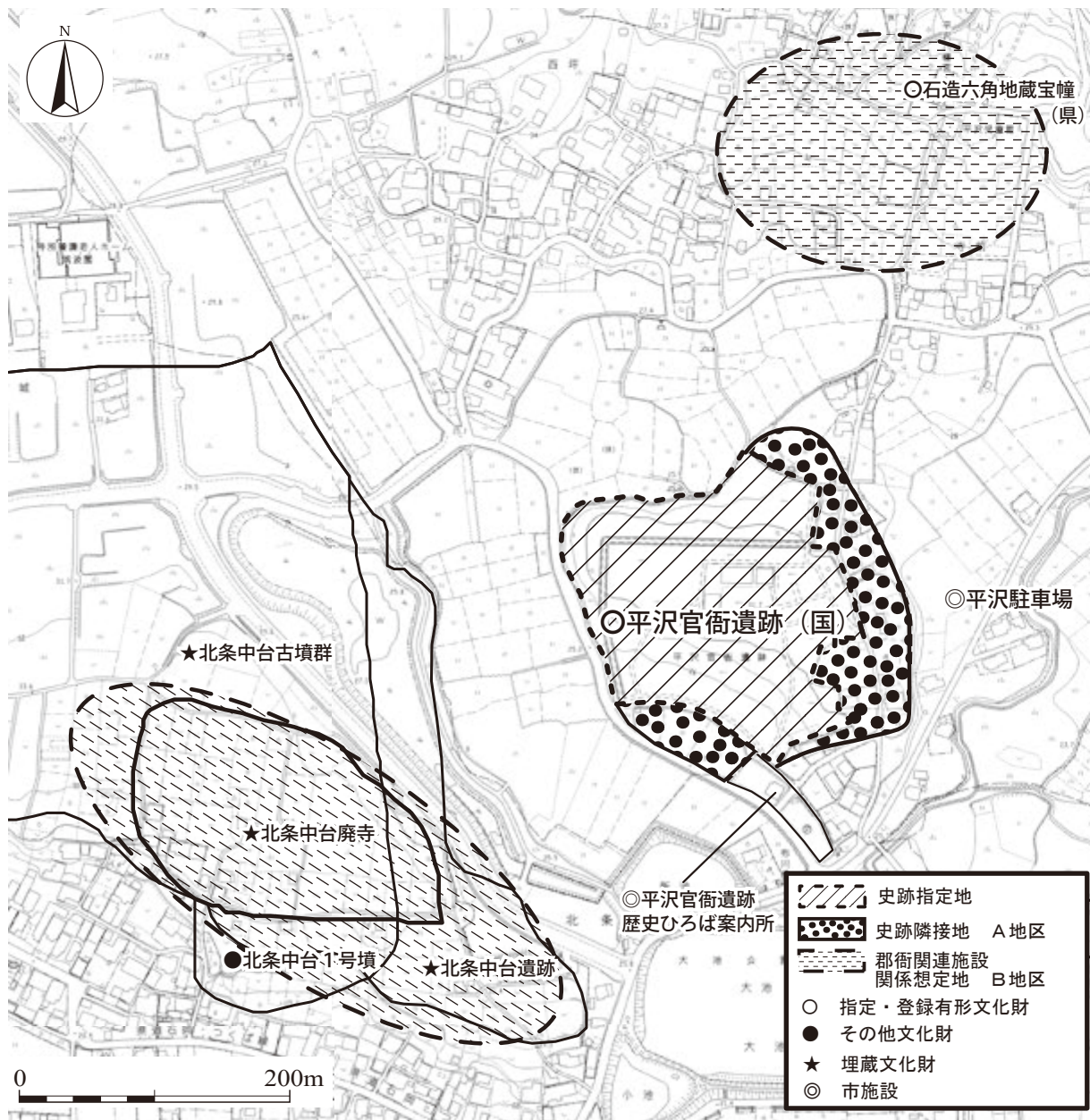
平沢官衙遺跡歴史ひろばでは、NPO 法人平沢歴史文化財フォーラムの協力を元に運営している体制を維持し、解説などの足りない部分について、ボランティアを養成しその参画を推進する。また関係する機関や団体と連携し保存・整備・活用を推進する。

## 第6章 保存管理

### 第1節 方向性

史跡範囲は、前述のとおり全てが平沢官衙遺跡歴史ひろばとして復元整備されており、ほぼ全てが市所有地であることから、引き続き適切な保存管理を行うとともに、遺構が保存されるように観察を継続する。

現在、史跡指定されている範囲とは別に、史跡の東・南隣接地で郡衙が広がることが調査でも明らかな範囲をA地区、本質的価値に関わる郡衙を構成する施設跡や郡衙と関連する寺院跡が所在する可能性があり、なおかつ指定地内から展望できる場所をB地区とする。A・B地区については、今後の調査内容により、保存措置を検討する。



第36図 平沢官衙遺跡保存管理図 (1 : 5,000)

## 第2節 方法

### 1 史跡内での現状変更について

史跡内では、イベントでの仮設舞台等の設営や維持管理に伴う工事以外には、現状変更は生じない状況であり、今後とも市教育委員会が責任を持って適切に対応をしていく。また今後、追加指定によって歴史ひろば以外の部分で史跡範囲が生じた場合にも、現史跡範囲と同様に下記表のように扱うこととする。

第9表 平沢官衙遺跡の現状変更取扱基準

現状変更内容		備 考	許可区分
建築物	新築	原則不可。史跡の保存・活用に関係するもののみ地下遺構に影響がない限り可	文化庁
	増築・改築	原則不可。史跡の保存・活用に関係するもののみ地下遺構に影響がない限り可	文化庁
	除却	建築から50年を経過したもの。又は、土地の改変を伴うもの。	文化庁
建築から50年を経過していないもの		市	
工作物 ※1	新設	原則不可。史跡の保存・活用に関係するもののみ地下遺構に影響がない限り可	文化庁
	改修・更新	地下遺構に影響がない限り可	文化庁
	除却	建築から50年を経過したもの。又は、土地の改変を伴うもの。	文化庁
建築から50年を経過していないもの		市	
電気・水道管・下水道管	新設・改修	公共・公益上必要で、地下遺構に影響がない限り可。土地の改変を伴う場合	文化庁
	改修・更新	公共・公益上必要で、土地の改変を伴わない、既存掘削地内の場合	市
道路	新設・拡幅	原則不可。公共・公益上必要で、地下遺構に影響がない範囲で可	文化庁
		公共・公益上必要で、地下遺構に影響がない限り可。新たな掘削を伴う場合	文化庁
	修繕・改修	公共・公益上必要で、地下遺構に影響がない限り可。既存掘削地内の場合	市
植栽	植樹	地下遺構に影響がない限り可	文化庁
	伐採	可。伐根は地下遺構に影響がある場合不可	市
地形改変	原則不可。き損による、応急措置、復旧を除く	文化庁	
畑・水田	地下遺構に影響を及ぼさない日常的な耕作行為の範囲内で可	—	
その他	確認調査	確認調査の範囲で可	文化庁
	整備した建築物・工作物の維持管理・修理	地下遺構に影響がない限り可	—
	史跡管理に必要な施設	地下遺構に影響がない限り可	市
	活用目的の仮設	地下遺構に影響がない限り可	市

※1 工作物とは、建築物に付随する門・生垣・塀、既存道路に付随する電柱・道路標識・信号機・ガードレール・側溝・街灯、史跡管理に必要な標識、説明板、境界標、囲柵その他の施設などを含む。  
 ※2 基準表は現指定地内には実在しないものも想定している。

## 2 指定地外の諸要素の保存・管理

指定地の東・南隣接地のA地区では、復元整備工事開始以降の各種確認調査によって郡衙正倉院が広がることがわかってきた。現在は民有地で、周知の埋蔵文化財包蔵地となっており、掘削を伴う土木工事等が行われる際には事前の確認調査により保存措置を検討することとなる。その際、郡衙の範囲に含まれることが明らかとなった土地については地下遺構の保存を基本とし、遺構の遺存状況や所有者の意向を考慮しながら、国指定史跡への追加指定を積極的に検討する。

本質的価値に関わる郡衙関連施設跡他が所在する可能性があつて史跡指定地内から展望できる範囲であるB地区も、現在はほとんどが民有地である。現指定地の南西側の台地上は「北条中台廃寺」「北条中台遺跡」として周知の埋蔵文化財となっており、土木工事等に際して事前の確認調査において保存措置を検討する。一方、現指定地北側山裾の八幡神社周辺は、周知の埋蔵文化財とはなっていないため、まずは郡衙関連施設が所在する可能性がある平坦部を対象とした踏査を行い、その結果に応じて周知の埋蔵文化財包蔵地としての保存手続きがとれるようにする。

B地区での確認調査によって特に重要なものが発見された場合には、案件毎に必要な応じた保存措置をとる。その内容として、郡衙及び古代寺院を構成することが明らかな遺構の所在地については国による史跡追加指定を、その他の郡衙に関係した遺構の所在地については県・市による史跡指定を基本に、遺構の遺存状態や所有者の意向を考慮しながら検討する。

上記の確認調査は、土木工事等に際しての対応が主となるが、その進展に応じて、研究や保存を目的とした確認調査についても検討していく。

また、史跡の本質的価値として取り上げ、史跡の魅力の一つである史跡周辺の景観については、『つくば市景観計画（第1回変更）』にもとりあげられており、都市計画課や開発部局と調整し、維持できるよう努める。

## 3 公有化

現在の国指定史跡範囲内には、4筆の国有地がある。直接的な支障は生じていないものの、財務省関東財務局や文化庁との調整を行い文部科学省に所管替えを行うか市で買収を行う。

また、今後史跡の追加指定を行うことで、史跡としての現状変更の制約により所有者の土地利用が困難となった場合には、所有者との協議により保存用地としての公有化を検討する。



## 第7章 活用

### 第1節 方向性

---

史跡範囲は、全てが平沢官衙遺跡歴史ひろばとして復元整備されており、年間約5万人程度の見学者があるが、より多くの市民につくば市の誇りとして知ってもらうため、引続き地元NPO法人平沢歴史文化財フォーラムの協力を得ながら、周知のイベント活動等を行うと共に、文化財サポーターの協力も得ながら、史跡の価値を伝えるための学術的な活動、インターネットでの情報提供も実施していく。

また、次世代を担う市内小中学生の見学機会を増やすため、見学の利便性の向上や、見学以外に体験等の付加価値をつけられるよう検討する。

### 第2節 方法

---

#### 1 学校教育

平沢官衙遺跡の見学について、引続き社会科教員を対象にした研修を行うとともに、交通手段の事情等により見学できない学校に対して、パンフレットだけではなく紹介映像などの提供や、インターネットで説明内容の写真や文章、映像などで情報提供できるようホームページを充実させる。

また、市外博物館に多く訪れている市内小中学校にも見学してもらえるよう、見学以外に体験などの付加価値をつけるための方法を検討する。

人員については、今までは文化財課のみで実施してきた説明対応や体験学習を、既存の市によるボランティア運営事業である「つくば市文化財サポーター事業」の中で解説員を養成することで充実させる。

そのほか、活用に関する施設の課題については次章で詳述する。

#### 2 社会教育

学校教育以外の講座や史跡見学などで訪れる方々に、史跡範囲の正倉院にとどまらない豊かな歴史像を伝えるため、史跡の本質的な価値を形成している要素を先述の市文化財サポーターが学び、市職員とともにボランティアとして解説を行うことで強化する。また、文化財サポーターとともに、復元建物の公開事業や平沢官衙遺跡周辺の遺跡見学等を行い、多くの方々が史跡を知る機会を増やす。

そのほか多くの方々が史跡をより深く知る機会として、有識者を招いての講座や関連史跡を含めたシンポジウムなどを実施していく。

#### 3 地域住民との協働

史跡を周知するためのイベントは、平沢地区の住民を主に結成されたNPO法人平沢歴史文化財フォーラムとの協働で実施しており、毎年イベントとして定着させ

た実績や、新たな会員の加入による継続性を考慮し、引続き相互に協力して事業を実施していく。

そのほか、史跡が所在する地域の魅力を伝え、地域の活性化の一助ともなるよう、NPO法人による地元産の米や農作物、手拭いや絵葉書などのオリジナル商品の販売などでの案内所の使用を許可する。

#### 4 周辺の文化財、施設との連携

平沢官衙遺跡の周辺に所在する文化財は、平沢官衙遺跡を長い歴史の脈絡に位置付けて理解するうえで重要な要素であるため、平沢官衙遺跡と合わせて見学できるような環境整備や誘導方法を検討する。このとき、平沢官衙遺跡からの徒歩で見学できる場所は限られ、自動車では駐車場所に難点があるため、自転車での移動を念頭に置いた見学方法を検討する。また、周辺の文化財には民有の物件も含まれているが、北条市街地の国登録有形文化財のように積極的な活用がなされているものもあるため、相乗効果が生まれるような連携を検討する。

つくば市内には、平沢官衙遺跡と併せて、同時代の郡衙跡と考えられる金田官衙遺跡と、中世の城館跡で復元整備がされている小田城跡の、3つの国指定史跡がある。また、隣接市を含めると、土浦城跡（県指定史跡）、上高津貝塚（国指定史跡）、真壁城跡（国指定史跡）等の見学可能な史跡が桜川に沿って点在している。これらは筑波山麓から桜川流域の歴史を語るうえで密接に関係していることから、相互に宣伝を行いつつ、一体で見学してもらえよう説明板やパンフレットなどで工夫していく。また、バスによる史跡見学の実施や、自転車での見学ルートの提案などを通じて、相乗効果が生みだせるように努める。

その他、筑波山麓の観光施設や「筑波山地域ジオパーク」、つくば霞ヶ浦りんりんロードとも関係した観光施設としても注目されていることから、一層の見学者増加のため、市観光推進課や市ジオパーク室、茨城県とも協力し、観光ルートの一つとして見学してもらえよう活用を推進していく。



中台1号墳 見学状況



ボランティア養成講座実施状況

## 第8章 整備

### 第1節 方向性

---

復元整備については、平成15年（2003年）4月に開園した整備で一定の完成状況にあり、実物大復元建物と背景の山地が作り出す風景は多くの人々から好評を得ている。ただし、整備後20年程を経過したことにより、実物大復元建物の屋根をはじめとして、柱位置表示などの木質部を中心に劣化が著しい状況である。そこで、まず見学者と周囲の住民の安全を確保しながら、活用をさらに拡大するための再整備事業に早急に着手する。再整備事業は、当初整備の内容を基本として、素材などの再検討を含む大規模修繕と、課題として挙げた不具合が生じている整備内容の改修を行うものとし、詳細は今後の基本計画・基本設計の作成に際して検討する。

### 第2節 方法

---

#### 1 再整備計画

再整備計画に向けて、以下に各部の対策を示し、再整備の方法を示す。ただし前回の復元整備事業は、種々な検討を経て行われたものであり、その中で例えば、史跡としての景観を優先するのか、使い易さや耐久性を優先するのかなど、様々な選択を迫られて実施したものである。第4章では、その中でも20年近く経過して歴史ひろばを運営・管理する中で上がってきた課題を、今後整備事業を行う方々の参考の意味も含めて示したものである。そのため今回の再整備事業においても、全てに最善の解決策が存在するものではなく、選択の中で対処できるものにたいして対処を検討した。

##### ①柱位置表示

本遺跡の最大の特徴である高床倉庫と想定する総柱建物の規則的配置を再度示すため、現在、仮復旧で使用している竹材を、当初の木材（タモ材）から、非腐朽の材質を検討する。

##### ②実物大復元建物

茅葺き屋根の下地以上の葺替え、板葺き屋根での樽板等の葺替えを行う。その際、必要に応じて防腐剤の塗布・含浸等も検討する。復元建物の原寸大模型としての位置づけは維持するが、建物の管理や入口からの内部見学に必要な階段については、安全性を再確認する。

##### ③説明板

既設の説明板に解説内容の充実と多言語化への対応を目的とした、QRコードとインターネットの連携を検討する。ただし多言語化対応は、周辺文化財案内も含めて案内所内でのパンフレット類やパネル設置も念頭に置く。

##### ④案内所

手狭な案内所の面積の増加は望ましいと思われる。しかしながら、市内には小規模な文化財展示施設等が5館あり、現状を維持するか、統一的施設を設けて統廃合するかを検討する時期にきているということで、平成30年度策定の『市文化財保存活用計画』の中で検討した経緯がある。しかしながら、その際に実施した市民意識調査において、

単純な統廃合や現状の維持だけでない検討が必要な結果となったことから、同計画で今後の施策に取り上げることができなかった。このような状況下では、早期の再整備計画での対応は難しいため、中・長期的な目標とする。

また、現在のトイレは遠くから水を引いているため水圧が低下しやすいことから、当初整備後に設置された、近くの水道管からの取水、もしくは貯水タンク設置を検討する。

#### ⑤ 便益設備その他

##### ○ 防犯・防火設備

実物大復元建物を囲む鉄柵について、工事等車両の進入路確保を目的とした出入口の拡張を検討する。

##### ○ 園路

園路舗装を改修し、あわせて芝浸食への対策を検討する。また、舗装の仕様については、車両進入への対応の要否を検討する。

##### ○ 排水

南側道路で排水対策は徐々に取られており解決に向かっているが、関係機関との協議・調整を引き続き行う。

##### ○ その他

映像設備やプログラム等の見直しに加え、インターネットを介した画像や映像、解説文、学習プログラム等の情報発信やその多言語化の整備を検討する。また、インターネットを介した情報発信の対象には、見学環境の改善が望まれている史跡周辺の文化財も含める。

## 2 実施期間・手順

再整備事業のほか、整備・再整備をした施設を長期にわたり使用していくための定期点検や修繕の方針について、早期、中期・長期に区分して定める。

### ① 早期的な計画

再整備計画については、見学者の安全確保や復元建物の劣化の進行を考え、早急に着手することが望ましい。詳細は、基本計画・基本設計によって決めていく必要があるが、当面の見通しとして、令和3年（2021年）度に基本計画・基本設計を策定、令和4年（2022年）度の実施設計と同時に一部工事への着手、翌年度以降の複数年度での再整備工事を計画する。なお、インターネットを介した情報発信については、再整備事業の中で環境整備を行い、環境が整い次第実施していくものとする。

### ② 中・長期的な計画

施設を長期的に維持管理していくため、整備終了後は、市文化財担当による点検を毎年、業者による点検を5年毎に行い、必要に応じた修繕等の措置をしていく。また、部分的で現状を変えない修理工事は10年毎、部分的な修理とともに新たに検討を加え付加価値をつける再整備工事は20年毎を目安に予定し、市内外の関係部局と調整していく。

なお、学校その他による見学等での活用には手狭という案内所の課題については、市内の展示施設全体での位置づけを検討する必要があり、加えて今後の平沢官衙遺跡の利用方法や用地の確保等を考慮しなければならないため、短期的な再整備計画での実施が難しく、中・長期的な課題として検討していくものとする。

そのほか、現在の史跡指定地以外で追加指定地が生じた場合、史跡に関連する周辺の文化財については、調査成果を十分に検討したうえで、整備の要否や方法を検討する。ただし、整備が未実施であっても、ホームページへの掲載や説明板の設置等による周知を検討する。

## 第9章 運営・体制の整備

### 第1節 方向性

平沢官衙遺跡を運営していくために、地元NPO法人平沢歴史文化財フォーラムによる支援と協力は欠かすことができないものであり、また、文化庁や、茨城県教育委員会、つくば市他部局などの行政、大学などの学識経験者、関連する文化財の所有者等、つくば市民を始めとした一般市民の支援によって成り立つものである。以下に保存、活用、整備に分けて具体的方法を示し、運営体制・連携イメージを別添で示す。

### 第2節 方法

#### (1) 保存管理

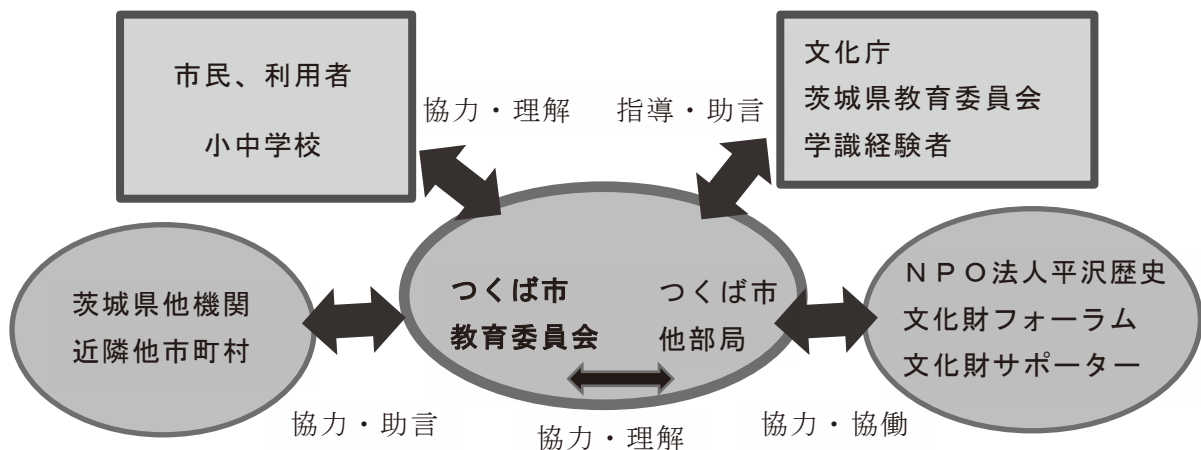
史跡を良好に保存管理していくため、日常管理を行っているNPO法人平沢歴史文化財フォーラムと市教育委員会が協力して運営していく。また、修理や現状変更の必要が生じたときには、文化庁や茨城県教育委員会、学識経験者の指導を受けながら、速やかに対応する。

#### (2) 活用

史跡を有効に活用していくため、史跡の案内やイベントなどでNPO法人平沢歴史文化財フォーラムとつくば市教育委員会に加え、つくば市文化財サポーターによるボランティアとの協働により運営していく。また、学校の授業での活用を進めるため、教員の研修や教材の提供により、市内小中学校との連携を強化する。観光施設としての活用においては、市観光推進課やジオパーク室、茨城県との連携を強化する。

#### (3) 整備

整備においては、文化庁や県教育委員会、学識経験者の指導を受けながら、実施する。また、整備内容の検討に際しては、広く利用者からの意見を聴取して、整備に反映させる。さらに、市観光推進課や市ジオパーク室等の関係部署の意見も参考にしつつ、茨城県や近隣市町村関係部局と相互の施設間に相乗効果が生まれるような整備内容を検討していく。



第37図 運営・体制イメージ図

## 第 10 章 施策の実施計画の策定・実施

前章までに述べてきた内容について、保存管理・活用・整備に分けて、今後実施すべき施策を、おおむね 5 年程度の早期、おおむね 10 年程度の中・長期に分けて整理する。

なお、本計画の実施期間を超えるものではあるが、おおむね 20 年を目安に、修理と共に新たな検討を加える再整備工事の実施を予定していく。

第 10 表 事業計画

事業		継 続	早 期	中・長 期	備 考
保存事業	史跡内		<ul style="list-style-type: none"> <li>史跡内国有地の文科省への所管替えないし買収</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>継続・早期の実施とした事業のうち、可能なものは中・長期以降も継続する</li> </ul>
	史跡外	<ul style="list-style-type: none"> <li>必要に応じた史跡周辺地での埋蔵文化財対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平沢地区での分布調査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>A・B地区等、史跡周辺地区での研究や保存を目的とした確認調査の検討</li> <li>A・B地区等、史跡の追加指定の検討</li> </ul>	
活用事業	史跡内	<ul style="list-style-type: none"> <li>NPO法人との協働による周知イベント</li> <li>教員の研修と資料の提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>文化財サポーターの養成、説明・ガイドの実施</li> <li>小中学校向けの映像教材等の提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>史跡周辺を含めたシンポジウム等の実施</li> <li>体験学習等の実施を検討</li> </ul>	
	史跡外	<ul style="list-style-type: none"> <li>ジオパークとの協働による活用事業</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>市内・隣接市の史跡との連携</li> <li>自転車道を利用した活用事業の検討</li> </ul>	
整備事業		<ul style="list-style-type: none"> <li>軽易な修繕等</li> <li>緊急時の修繕等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>再整備事業設計・工事の実施</li> <li>ホームページの整備とインターネットによる写真の閲覧や解説内容の充実</li> <li>解説の多言語化への対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の定期点検の実施</li> <li>部分的で形状を変えない修理工事の実施</li> <li>ガイダンス施設別棟建築の判断</li> </ul>	

## 第11章 経過観察

### 第1節 方向性

---

史跡の適切な保存活用には、計画に記載された保存管理・活用・整備に関する各事業を、計画的・継続的に実施していくため、担当課と外部の有識者による点検・評価を毎年度実施し、あわせて計画の進捗管理をしていく。また、その評価によって5年で計画の調整を、10年で計画の更新をする。

### 第2節 方法

---

事業の進行にあたっては、「史跡等・重要文化的景観の自己点検表」を基に、担当課で自己点検を行って達成度等を点検・評価し、次年度以降の計画の立案に反映させる。

自己点検表は再整備事業などに伴って有識者が構成する懇話会が設置されている間は懇話会で、懇話会が設置されていないときには市文化財保護審議会で、意見を聴取する。自己点検表は、まず担当課による自己点検を行い、点検表に記載する。その評価について、懇話会または市文化財保護審議会の意見を聴取し、その内容も自己点検表に添付する。毎年度の自己点検表は、本計画の進捗状況の記録として、本計画の実施期間内、担当課で保管する。

毎年度の点検・評価の結果、懇話会または市文化財保護審議会の意見については、会議録とともに市ウェブページで公開する。



## 史跡等・重要文化的景観の自己点検表

史跡等の名称		史跡平沢官衙遺跡			
管理団体、所有者		つくば市			
項目	実施例	取組状況			備考 (現状、目的、成果等を記入)
		未取組	計画中 である	取組済	
(1) 基本情報に関する こと	ア) 標識は適正に設置されているか	1	2	3	
	イ) 境界標の設置、現地での範囲の把握はできているか	1	2	3	
	ウ) 説明板は設置されているか	1	2	3	
(2) 計画策定に関する こと	ア) 保存活用計画は策定されているか	1	2	3	
	イ) 保存活用計画に基づいて実施されているか	1	2	3	
	ウ) 保存活用計画の見直しは実施されているか	1	2	3	
(3) 保存に関する こと	ア) 指定、選定時における本質的価値について十分把握できているか	1	2	3	
	イ) 調査等により史跡等の価値等の再確認はできているか	1	2	3	
	ウ) 専門技術者の参加、連携は図られているか	1	2	3	
	エ) 史跡等の劣化状況や保存環境に係わる調査はされているか	1	2	3	
	オ) 災害対策は十分されているか	1	2	3	
	カ) 保存活用計画に基づいて実施されているか	1	2	3	
(4) 管理に関する こと	ア) 日常的な管理はされているか	1	2	3	
	イ) 特別な技術等が必要な部分の管理はされているか	1	2	3	
	ウ) 史跡等周辺の環境保全のために、地域住民や関係機関との連携が図られているか	1	2	3	
	エ) 条例、規則、指針等、環境保全の措置を定め、実行しているか	1	2	3	
	オ) 保存活用計画に基づいて実施されているか	1	2	3	
(5) 公開、活用に関する こと	ア) 公開が適切に行われているか	1	2	3	
	イ) 史跡等の本質的価値を学び理解する場となっているか	1	2	3	
	ウ) 市民の文化的活動の場となっているか	1	2	3	
	エ) まちづくりと地域のアイデンティティの創出がされているか	1	2	3	

	オ) 文化的観光資源として活用がされているか	1	2	3	
	カ) 体験学習等は計画的に実施しているか	1	2	3	
	キ) パンフレットなどは活用されているか	1	2	3	
	ク) 外国人向けの対応はなされているか	1	2	3	
	ケ) ガイダンス等の施設は十分に活用されているか	1	2	3	
(6) 整備に関する こと	ア) 整備基本計画は策定されているか	1	2	3	
	イ) 史跡等の表現は、学術的根拠に基づいているか	1	2	3	
	ウ) 遺構等に影響がないように整備されているか	1	2	3	
	エ) 修復において、伝統的技術を十分尊重して実行できたか	1	2	3	
	オ) 整備後に、修復の状況を管理しているか	1	2	3	
	カ) 復元展示において、当時の技法、意匠、工法、材料について十分検討したか	1	2	3	
	キ) 活用を意識した整備が行われているか	1	2	3	
	ク) 多言語に対応した整備が行われているのか	1	2	3	
	ケ) 整備において目指すべき環境等の姿を実施できたか	1	2	3	
	コ) 整備基本計画に基づいて実施されているか	1	2	3	
	サ) 整備基本計画の見直しはされているか	1	2	3	
(7) 運営・ 体制・ 連携に 関する こと	ア) 運営については適切に行われているか	1	2	3	
	イ) 体制については十分であるか	1	2	3	
	ウ) 他部署との連携については十分であるか	1	2	3	
	エ) 地域との連携については十分であるか	1	2	3	
(8) 予算に 関する こと	ア) 予算確保のための取組はあるか	1	2	3	

## 引用・参考文献

- 市川市教育委員会 2018『国指定史跡 下総国分寺跡附北下瓦窯跡保存活用計画』
- 茨城県教育財団 1995『第102集 中台遺跡』
- 茨城県教育財団 2003『第209集 金田西遺跡・金田西坪B遺跡・九重東岡廃寺』
- 太田市教育委員会 2017『史跡上野国新田郡家跡保存活用計画』
- 小笠原好彦 2009「発掘された遺構からみた郡衙」  
（「郡衙をめぐる研究の現状」『日本古代の郡衙遺跡』）雄山閣
- 鹿嶋市教育委員会 2019『国指定史跡「鹿島神宮境内附郡家跡」保存活用計画』
- 川崎市教育委員会 2018『史跡橘樹官衙遺跡群保存活用計画』
- つくば市教育委員会 1989『筑波の文化財 工芸篇』
- つくば市教育委員会 1991『筑波の文化財 板碑篇 補遺篇』
- つくば市教育委員会 1997『国史跡平沢官衙遺跡復元整備基本計画書』
- つくば市教育委員会 2002「平沢官衙遺跡」、「多気城跡」  
『つくば市内重要遺跡－平成13年度確認・試掘調査報告－』
- つくば市教育委員会 2003「多気城跡」  
『つくば市内重要遺跡－平成14年度試掘・確認調査報告－』
- つくば市教育委員会 2003「平沢官衙遺跡確認調査」  
『つくば市内遺跡－平成14年度発掘調査報告－』
- つくば市教育委員会 2003『国指定史跡平沢官衙遺跡復元整備報告書』
- つくば市教育委員会 2005「平沢3号墳測量調査」  
『つくば市内重要遺跡－平成16年度確認・試掘調査報告－』
- つくば市教育委員会 2008「平沢3号墳確認調査」  
『つくば市内遺跡－平成19年度発掘調査報告－』
- つくば市教育委員会 2009『つくば市の文化財』
- つくば市教育委員会 2013『古代つくばの郡役所－よみがえる官衙遺跡－』
- つくば市教育委員会 2018「平沢官衙遺跡第3期：第2次調査」、「北条中台廃寺 確認・本  
発掘調査」『つくば市内遺跡－平成29年度発掘調査報告－』
- つくば市教育委員会 2019『つくば市文化財保存活用計画－「市民が誇り、市民とともに伝える文化財」へ向けて－』
- つくば市教育委員会 2020『つくばの遺跡』
- 筑波大学考古学研究会 1982『茨城県筑波郡筑波町 平沢・山口古墳測量調査報告』
- 筑波町教育委員会 1981『日向遺跡 昭和54・55年度発掘調査概報』
- 筑波町史編纂委員会 1983『城山－中世城郭遺構調査中間報告－』
- 筑波町史編纂委員会 1989『筑波町史 上巻』つくば市

文化庁文化財部記念物課 2014『史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告書』

森公章 2009「古代文献史料からみた郡家」

(「郡衙をめぐる研究の現状」『日本古代の郡衙遺跡』) 雄山閣

山中 敏史 1994『古代地方官衙遺跡の研究』塙書房

---

史跡平沢官衙遺跡  
保存活用計画

発行日 令和3年(2021年)年3月30日  
発行者 つくば市教育委員会  
印刷所 谷田部印刷株式会社

---